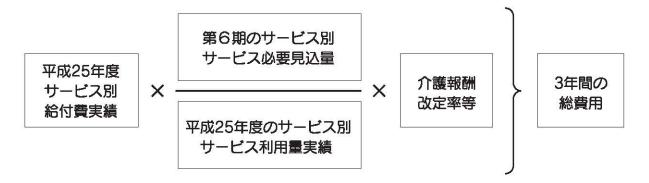


1. 第6期介護保険事業計画における事業費

(1)保険給付費等の見込み方

事業計画期間(平成27~29年度)における介護サービスの見込量などをもとに,介護保険の事業費を次のように見込みました。

① 保険給付費(在宅サービス・施設サービス)



- ② その他の経費(在宅・施設サービスに共通の経費)
 - 高額介護サービス費※
 - 高額医療合算介護サービス費×
 - 特定入所者介護サービス費※
 - 国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料※

③ 地域支援事業費

- ○新しい総合事業開始前の地域支援事業費(平成27~28年度)
 - ·介護予防事業

各年度の保険給付費(審査支払手数料除く。)の1.0%以内で見込みました。

·包括的支援事業·任意事業

下記の計算式で算定される上限額の範囲内で見込みました。

包括的支援事業・任意事業の上限額

- =【平成26年度「包括的支援事業・任意事業」の上限額】
 - × 【福岡市の65歳以上高齢者の伸び】

○新しい総合事業を開始した後の地域支援事業費(平成29年度)

・新しい総合事業

下記の計算式で算定される上限額の範囲内で見込みました。

新しい総合事業の上限額

- =【平成28年度の(予防給付(介護予防訪問介護,介護予防通所介護,介護 予防支援)+介護予防事業)の総額】
 - × 110%
 - 一 平成29年度の予防給付(介護予防訪問介護,介護予防通所介護,介護予防支援)の総額
- ·包括的支援事業·任意事業

下記の計算式で算定される上限額の範囲内で見込みました。

包括的支援事業・任意事業の上限額

- ①及び②の合計額
- ①地域包括支援センターの運営 【25,000千円(基準単価)】 × 【福岡市の65歳以上高齢者数】
 - ÷ 4,500
- ②任意事業の実施

【930円(基準単価)】 × 【福岡市の65歳以上高齢者数】

(2)第6期計画期間(平成27~29年度)における保険給付費等の見込み (利用者負担を除いた額)

(単位:百万円)

		20	-50	(1 = 1 = 1 3)	
	区分	H27	H28	H29	
介護給付費		88,102	93,928	97,990	
	在宅サービス経費	57,267	62,198	65,208	
	施設サービス経費	25,671	26,378	27,166	
	その他経費	5,164	5,352	5,616	
地域	支援事業費	2,579	2,802	6,013	
	新しい総合事業		91	3,906	
	介護予防事業費	795	938	-	
	包括的支援事業·任意事業費	1,784	1864	2,107	
	支出合計	90,681	96,730	104,003	

291,414百万円

(3)保険給付費等の負担割合

支出区分		負 担 割 合	
	日会七八	定率負担分	20.00%
	国負担分	調整交付金	4.97%
保険給付費	県負担分		12.50%
(居宅給付費)	市負担分		12.50%
	第2号保険料(40~64歳)		28.00%
	第1号保険料	(65歳以上)	22.03%
	日会也八	定率負担分	15.00%
	国負担分	調整交付金	4.97%
保険給付費	県負担分	県負担分	
(施設等給付費)	市負担分		12.50%
	第2号保険料(40~64歳)		28.00%
	第1号保険料	(65歳以上)	22.03%
	国会地公	定率負担分	20.00%
	国負担分	調整交付金	4.97%
地域支援事業費	県負担分		12.50%
(新しい総合事業)	市負担分		12.50%
	第2号保険料(40~64歳)		28.00%
	第1号保険料(65歳以上)		22.03%
	国負担分		25.00%
地域支援事業費	県負担分		12.50%
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	市負担分	12.50%	
(八成了例书采具/	第2号保険料	28.00%	
	第1号保険料(65歳以上)		22.00%
₩145-4-142 年 # #	国負担分		39.00%
地域支援事業費 (包括的支援事業	県負担分	19.50%	
·任意事業費)	市負担分	19.50%	
山心书未具/	第1号保険料	第1号保険料(65歳以上)	

(4)第1号被保険者(65歳以上の方)で負担すべき経費(3年間)

①事業費(第1号被保険者負担分)

○保険給付費 61,689百万円

○地域支援事業費(新しい総合事業) 861百万円

〇地域支援事業費(介護予防事業費) 381百万円

〇地域支援事業費(包括的支援事業·任意事業費) 1,266百万円

合計 64,197百万円

②介護給付費準備基金からの繰入れ

○第5期までの保険料剰余分 1,000百万円

合計 1,000百万円

<保険料収納必要額>

①事業費 - ②基金からの繰入れ = 63,197百万円

2. 第1号被保険者保険料の算出方法

(1)所得段階別被保険者数

			区 分	H27	H28	H29
第1段階		##	生活保護,老齢福祉年金受給,本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	72,900	75,740	78,090
第2段階	本人が	世帯非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下	24,050	25,010	25,800
第3段階	本人が市民税非課税	45ti	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える	25,160	26,150	26,960
第4段階	課税	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下	38,870	40,400	41,650
第5段階		課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超える	30,130	31,310	32,290
第6段階			本人の合計所得金額が125万円以下	33,120	34,420	35,490
第7段階	本人が市民税課税		本人の合計所得金額が 125万円超 200万円未満	33,860	35,190	36,280
第8段階			本人の合計所得金額が 200万円以上300万円未満	21,100	21,930	22,610
第9段階			本人の合計所得金額が 300万円以上400万円未満	7,920	8,230	8,490
第10段階			本人の合計所得金額が 400万円以上500万円未満	3,960	4,110	4,240
第11段階			本人の合計所得金額が 500万円以上600万円未満	2,210	2,300	2,370
第12段階			本人の合計所得金額が 600万円以上700万円未満	1,560	1,620	1,670
第13段階			本人の合計所得金額が700万円以上	8,360	8,690	8,960
			合計	303,200	315,100	324,900

[※]次項「(2)第1号被保険者保険料の低所得者への配慮」の対象見込数450人を第1段階へ移行しています。

負担割合(0.45~2.50)で補正した第1号被保険者数

	H27	H28	H29	3ヵ年合計	
補正第1号被保険者数	298,313人	310,027人	319,669人	928,009人	
※補正第1号被保険者数	第1段階	000Y ×	0.45 =	●●●人	
	第13段階	$\triangle\triangle\triangle$ ×	2.50 = 4	▲▲▲人	
_	合 計(補正	E第1号被保険	者数)		

(2)第1号被保険者保険料の低所得者への配慮

低所得者対策として、保険料所得段階の第3段階と第2段階の方のうち、収入・ 資産など一定の基準を満たす方に対し、保険料額第3段階及び第2段階から第1段 階に減額する制度を本市独自で実施します。

(各年度見込み:第3段階50人,第2段階400人)

(3)第1号被保険者保険料の算出方法

3か年で第1号被保険者が負担すべき経費 (保険料収納必要額)	63,197百万円
÷	•
負担割合で補正した3か年の第1号被保険者数 (補正第1号被保険者数)	928,009人
<u>÷</u>	•
過去の収納状況より推計した保険料の収納率 (保険料予定収納率)	98.33%
•	•
12か月	12か月
=	=
第6期事業計画期間における 第1号被保険者保険料基準日額	5,771円

(4)所得段階別の第1号被保険者保険料(軽減前)

		[⊠ 分	計算 方法	保険料月額
第1段階		₩	生活保護, 老齢福祉年金受給, 本人の課税年金 収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.45	2,597円
第2段階	本人が	世帯非課税※	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円超120万円以下	基準額 ×0.65	3,751円
第3段階	本人が市民税非課税	祝 ※	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計 が120万円を超える	基準額 ×0.75	4,329円
第4段階	非課税	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下	基準額 ×0.9	5,194円
第5段階		親税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円を超える	基準額 ×1.00	5,771円
第6段階	本人が市民税課税		本人の合計所得金額が125万円以下	基準額 ×1.10	6,349円
第7段階			本人の合計所得金額が 125万円超 200万円未満	基準額 ×1.30	7,503円
第8段階			本人の合計所得金額が 200万円以上300万円未満	基準額 ×1.60	9,234円
第9段階			本人の合計所得金額が 300万円以上400万円未満	基準額 ×1.80	10,388円
第10段階			本人の合計所得金額が 400万円以上500万円未満	基準額 ×2.00	11,543円
第11段階			本人の合計所得金額が 500万円以上600万円未満	基準額 ×2.20	12,697円
第12段階			本人の合計所得金額が 600万円以上700万円未満	基準額 ×2.40	13,851円
第13段階			本人の合計所得金額が700万円以上	基準額 ×2.50	14,428円

[※]低所得者(市民税世帯非課税)の保険料負担を軽減するため、公費を投入し、乗率の引き下げを行います。

(5)低所得者に対する保険料負担軽減

低所得者(市民税非課税)の保険料負担を軽減するため、新たに公費(国·県·市)を投入し、乗率の引き下げを行います。

○H27年4月からの保険料の引き下げ

特に所得の低い第1段階に対して、保険料の引き下げが行われます。

第1段階の平成27年度からの第1号被保険者保険料(軽減後)

	X	計算方法	保険料月額	
第1段階	本人が市民税非課税 世帯非課税	生活保護, 老齢福祉年金受給, 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.40	2,309円

○H29年4月からの保険料の引き下げ

平成29年4月の消費税率引き上げ時からは,第1段階から第3段階に対して, 保険料の引き下げが行われる予定です。

平成 29 年度の公費投入による引き下げ後の保険料は、国の政令に基づいて、 条例で定めます。